

全建事発第 8 号

平成 23 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
〔公印省略〕

建設業者の合併、譲渡、会社分割に係る建設業法上の事務取扱の一部改正について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、国土交通省において、建設業者の「合併」、「譲渡」、「会社分割」を実施するにあたり、建設業法上の事務取扱いの円滑化と統一を図る観点から、平成 20 年 3 月に細目及び留意事項について取りまとめたところです。

この度、同省では、平成 22 年 10 月に経営事項審査の項目及び基準が改正されたことから一部改正を行いました。

また、同様にグループ会社を一つの企業集団として審査する、いわゆる「グループ経審」に関する経営事項審査の取扱いについても一部改正されました。

つきましては、当会宛てに別添の通知がありましたので、お知らせいたします。ご参考までに改正前の文書を添付いたします。

敬具

【別添】

別添 1：建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 331 号)

別添 2：「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 332 号)

別添 3：「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 333 号)

別添 4：「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 334 号)

【参考資料】

参考1：建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

(平成20年3月10日 国総建第309号)

参考2：建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

(平成20年3月10日 国総建第311号)

参考3：建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

(平成20年3月10日 国総建第313号)

参考4：国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについ

て (平成20年3月10日 国総建第317号)

(担当) 事業部事業企画課 小林

電話:03-3551-9396

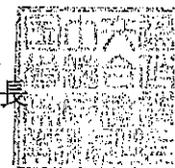
FAX:03-3555-3218

メール:jigyo@zenken-net.or.jp

国総建第 3 3 1 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日国土交通省令第 5 1 号）が制定されるとともに、平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日付け国土交通省告示第 1 1 7 5 号をもって、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 第 3 項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成 2 0 年 3 月 1 0 日国総建第 3 0 9 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成 2 0 年 3 月 1 0 日国総建第 3 0 9 号）の一部を次のように改正する。

- 別紙第二の二の(1)の②を次のように改める。

- ② 技術職員数

技術職員数については、一(2)による審査基準日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、消滅会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(1)の④を次のように改める。

- ④ 建設業の営業継続の状況

建設業の営業年数については、存続会社の建設業の営業年数とする。

- 別紙第二の二の(2)の②を次のように改める。

- ② 技術職員数

技術職員数については、設立時における状況に基づき申請させ、これにより

審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、消滅会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(2)の④を次のように改める。

- ④ 建設業の営業継続の状況

- 建設業の営業年数については、消滅会社の建設業の営業年数の算術平均により得た値によるものとする。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

- 別紙第二の二の(3)の②を次のように改める。

- ② 技術職員数

- 合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「合併後経審」という。)を受けるに当たって、技術職員数は合併後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、消滅会社における雇用関係も含めて審査する。

- 別紙第二の二の(3)の④を次のように改める。

- ④ 建設業の営業継続の状況

- 新設会社の建設業の営業年数については、消滅会社の建設業の営業年数の算術平均により得た値に新設会社の営業年数を加えたものとする。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国総建第332号
平成23年3月31日

(社) 全国建設業協会 長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえるとともに、運用の明確化を図るため、「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第311号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第311号）の一部を次のように改正する。

○ 別紙第二の二を次のように改める。

二 審査項目の細目

一(1)の譲渡人に対する企業評価の全部又は一部を譲受人に承継させるべきであると考えられるときには、譲渡人及び譲受人に係る年間平均完成工事高、年間平均元請完成工事高、自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況、研究開発費の額、建設業の営業継続の状況、法令遵守の状況及び監査の受審状況の各審査項目については、譲受人が新たに設立される法人の場合は、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）別紙第二、二(2)の新設合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定し、譲受人が新たに設立される法人以外の場合は、同別紙第二、二(1)の吸収合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定する。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国 総 建 第 3 3 3 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」
の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第313号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第313号）の一部を次のように改正する。

○ 別紙第二の二の(1)の②を次のように改める。

② 建設業の営業継続の状況

建設業の営業年数については、分割会社の分割前の建設業の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

○ 別紙第二の二の(2)の②を次のように改める。

② 技術職員数

分割会社及び新設会社のそれぞれの技術職員数については、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、新設会社における恒常的な雇用関係の有無については、分割会社における雇用関係も含めて審査する。

○ 別紙第二の二の(2)の⑤を次のように改める。

⑤ 建設業の営業継続の状況

分割会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数とする。

新設会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)とする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

○ 別紙第二の二の(3)の②を次のように改める。

② 技術職員数

分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「分割後経審」という。)を受けるに当たって、技術職員数は分割後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。ただし、恒常的な雇用関係の有無については、分割会社における雇用関係も含めて審査する。

○ 別紙第二の二の(3)の④を次のように改める。

④ 建設業の営業継続の状況

承継会社の建設業の営業年数については、譲渡時経審通知第二、二における譲渡時経審の審査方法の取扱いに準拠して算定する。ただし、新規承継会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新規承継会社の営業年数を加えたものとする。また、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

新設会社の建設業の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数(分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新設会社の営業年数を加えたものとする。ただし、分割会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、一(2)による審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合には、当該分割会社の建設業の営業年数は0年として取り扱う。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国総建第334号
平成23年3月31日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日国総建第317号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日国総建第317号）の一部を次のように改正する。

- 別表を次のように改める。

別表

経営事項審査の項目各項目の数値等の算定方法

	経営事項審査の審査項目	各項目の数値等の算定方法
X1	建設工事の種類別完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。なお、金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>

X2	自己資本の額	<p>企業集団に属する全ての会社の自己資本の額を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本及び企業集団に属する子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、完成工事高に準ずる。</p>
	利払前税引前償却前利益の額	<p>企業集団に属する全ての会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。</p>
Y	経営状況	<p>企業集団に属する親会社の連結財務諸表により算定するが、連結財務諸表の各勘定科目の数値を認定することによって、経営状況の項目の数値を認定したものとみなす。</p> <p>なお、連結財務諸表原則に基づき連結財務諸表を作成する際の連結の範囲と、グループ経営における企業集団の範囲は必ずしも一致しないことに留意する。</p>
Z	技術職員数	<p>企業集団に属する全ての会社の建設業の種類別の技術職員の数を合算し、算定する。</p>
	建設工事の種類別元請完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均元請完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は完成工事高に準じる。</p>
W	労働福祉の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が加入又は導入している場合にのみ、加入又は導入しているものとして認める。</p>
	建設業の営業年数	<p>原則として、親会社の営業年数とする。</p>
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社の民事再生法又は会社更生法の適用の有無を、審査する。</p>
	防災協定締結の有無	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が締結している場合にのみ、締結しているものとして認める。</p>
	法令遵守の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社の法令遵守の状況を、審査する。</p>
	監査の受審状況	<p>原則として、親会社の監査の受審状況とする。</p>
	公認会計士等数	<p>企業集団に属する全ての会社の公認会計士等の数を合算し、算定する。</p>
	研究開発費	<p>企業集団に属する全ての会社の研究開発費の額を合算し、算定する。</p>
	建設機械の保有状況	<p>企業集団に属する全ての会社の建設機械の保有台数を合算し、算定する。</p>
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が登録を受けている場合にのみ、登録しているものとして認める。</p>	

○ 別紙2を次のように改める。

商号

代表者

様

企業集団及び企業集団についての数値等認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団としての数値等を、下記のとおり認定する。

記

1. 企業集団

商号	代表者	所在	許可番号	許可を受けている建設業の種類	備考
A社	〇〇 △△	東京都千代田区	0000000	土・建・管	親会社
B社					
C社					
D社					

2. グループ経審を申請する建設業の種類

土木工事業

管工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査が申請される予定の建設業については、その旨を明記すること。

3. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

① 工事種別別年間平均完成工事高

土木一式工事 〇, 〇〇〇百万円
 管工事 〇, 〇〇〇百万円
 その他工事 〇, 〇〇〇百万円
 合計 〇〇, 〇〇〇百万円

② 自己資本額 〇〇〇百万円

③ 利払前税引前償却前利益の額 〇〇〇百万円

④ 経営状況別紙連結財務諸表のとおり

⑤ 技術職員数

土木一式工事 1級監理受講者の数 〇〇人
 1級技術者の数 〇〇人
 基幹技能者の数 〇〇人
 2級技術者の数 〇〇人
 その他技術職員の数 〇〇人
 管工事 1級監理受講者の数 〇〇人

- | | | |
|---|------------------------|------------|
| | 1級技術者の数 | 〇〇人 |
| | 基幹技能者の数 | 〇〇人 |
| | 2級技術者の数 | 〇〇人 |
| | その他技術職員の数 | 〇〇人 |
| ⑥ | 工事種類別年間平均元請完成工事高 | |
| | 土木一式工事 | 〇, 〇〇〇百万円 |
| | 管工事 | 〇, 〇〇〇百万円 |
| | その他工事 | 〇, 〇〇〇百万円 |
| | 合計 | 〇〇, 〇〇〇百万円 |
| ⑦ | 労働福祉の状況 | |
| | 雇用保険加入の有無 | |
| | 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 | |
| | 建設業退職金共済制度加入の有無 | |
| | 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 | |
| | 法定外労働災害補償制度加入の有無 | |
| ⑧ | 建設業の営業継続の状況 | |
| | 営業年数 | 〇〇年 |
| | 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 | |
| ⑨ | 防災協定締結の有無 | |
| ⑩ | 法令遵守の状況 | |
| | 営業停止処分の有無 | |
| | 指示処分の有無 | |
| ⑪ | 監査の受審状況 | |
| ⑫ | 公認会計士等の数 | |
| | 公認会計士等の数 | 〇〇人 |
| | 2級登録経理試験合格者の数 | 〇〇人 |
| ⑬ | 研究開発費の額 | 〇〇〇百万円 |
| ⑭ | 建設機械の所有及びリース台数 | 〇〇台 |
| ⑮ | 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | |
| | ISO9001の登録の有無 | |
| | ISO14001の登録の有無 | |

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

国総建第 309 号

平成 20 年 3 月 10 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて

各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 20 年 1 月 31 日付け国土交通省告示第 85 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

今後標記の件については別紙により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

なお、平成 7 年 12 月 4 日付け建設省経建発第 297 号をもって通知した「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」は平成 20 年 3 月 31 日限り廃止する。

別 紙

建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱い

第一 許可関係事務の取扱い

一 合併に伴う諸届出

(1) 吸収合併の場合

- ① 合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）に係る届出
会社法（平成 17 年法律第 86 号）上、合併契約において定めた効力発生日（以下「合併期日」という。）に合併の効力が発生するため、合併期日以降、消滅会社は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。
- ② 吸収合併後存続している会社（合併期日後合併登記前の状態を含む。以下「存続会社」という。）に係る届出
存続会社においても、吸収合併に伴い、既に受けている許可に関し営業所の専任技術者を変更する等、法第 11 条の届出をなすべき実態が生じた場合は、当該届出をしなければならない。

(2) 新設合併の場合における消滅会社に係る届出

会社法上、会社の新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併期日を定め、合併登記をまず合併期日以後は実態上新設会社（新設合併に伴い設立される会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 合併期日において、消滅会社の従業員が新設会社の実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合
消滅会社は、法第 11 条第 5 項に該当し、合併期日から 2 週間以内に同項の届出をしなければならない。
ただし、法第 12 条第 5 号に該当するものとして同条の届出（いわゆる廃業届）をした場合にはこの限りでない。
- ② ①以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合
消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第 11 条第 5 項又は第 12 条第 5 号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。
- ③ ①及び②以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）
法第 12 条第 2 号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

二 合併に伴う建設業の許可申請の取扱い

(1) 合併に際し建設業許可申請が必要となる場合

消滅会社が合併以前に受けていた建設業の許可については、合併により当然承継されるものではなく、

第3項の規定により合併直前経審の結果を通知した発注者に対しては合併時経審の結果を通知するとともに、以後同項の規定により発注者の請求があった場合には合併時経審の結果を通知すること。

二 審査方法の細目

(1) 吸収合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高については、一(2)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年の存続会社及び消滅会社の完成工事高の合計額をもって審査するものとする。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請させ、これを審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

イ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額

ロ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額（一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。）

② 技術職員数

技術職員数については、一(2)による審査基準日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

(当期の数値)

一(2)による審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。

(前期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。ただし、一(2)による審

査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算（直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。）の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査することができる。

（前期の数値）

存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。ただし、一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査することができる。

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

イ 信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。

ロ 財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

また、存続会社と消滅会社とで決算期が異なる場合においては、存続会社の直前の事業年度の終了の日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の直前の事業年度終了の日における財務諸表の科目等（その日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3月以上前の日であるときは、存続会社の直前の事業年度終了の日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等）の数値を、存続会社の基準決算の前期の決算日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の基準決算の前期の決算日における財務諸表の科目等（その日が存続会社の基準決算の前期の決算日の3月以上前の日であるときは、存続会社の基準決算の前期の決算日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等）の数値をそれぞれ用いること。

④ 営業年数

営業年数については、存続会社の営業年数とする。

⑤ 法令遵守の状況

法令遵守の状況について、審査基準日の翌日の直前1年における存続会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

⑥ 監査の受審状況

監査の受審状況については、存続会社の直前の事業年度の終了の日の状況を審査するものとする。

⑦ 上記項目以外の項目については、一(2)による審査基準日における状況に基づ

き申請させ、これを審査するものとする。

- (2) 新設合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、「協業組合等の取扱いについて」（平成6年9月29日付け建設省経建発第304号都道府県建設業主管部長あて建設省建設経済局建設業課長通知）に示されているところであり、次の項目以外の項目については吸収合併における取扱いと同様である。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記I 1(1)りの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して算定する。なお、額の確定までに相当の時間を要する場合においてやむを得ないと認められるときの取扱いについては、吸収合併の場合と同様とし、この場合消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

② 技術職員数

技術職員数については、設立時における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

(当期の数値)

自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したものををもって審査する。

(前期の数値)

消滅会社の任意の一社(②において(前期の人数)を算出する際に存続会社とみなした消滅会社がある場合には、同一の消滅会社とする。)を存続会社とみなした上で、当該存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したものを作成させ、これにより審査する。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときの取扱いその他の留意事項については、吸収合併の場合と同様とし、(1)③ロを準用するに当たっては、消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

④ 営業年数

消滅会社の営業年数の算出平均により得た値によるものとする。

⑤ 法令遵守の状況

法令遵守の状況については、消滅会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

⑥ 監査の受審状況

監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日における消滅会社の状況を審査し、全ての消滅会社が監査を受審している場合に加点する。

- (3) 合併後最初の事業年度終了の日以降に受ける経営事項審査の取扱いは、次に定

めるもののほか、一般の経営事項審査の取扱いと同様とする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

審査基準日から起算して2年以内（年間平均完成工事高の算定に当たって3年平均を用いる場合は、審査基準日から起算して3年以内）に吸収合併した場合は、経審課長通知記I 1(1)りに定めるところにより、審査基準日から起算して2年以内（年間平均完成工事高の算定に当たって3年平均を用いる場合は、審査基準日から起算して3年以内）に新設合併の場合は、新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記I 1(1)りの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して、それぞれ算定する。

② 技術職員数

合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「合併後経審」という。）を受けるに当たって、技術職員数は合併後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

合併後経審を受けるに当たって、自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

（当期の数値）

合併後最初の事業年度終了の日における財務諸表をもって審査する。

（前期の数値）

吸収合併の場合は、一(2)による合併時経審の審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。また、新設合併の場合は、自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度の決算に基づき各社の数値を合算したものをもって審査する。

④ 営業年数

新設会社については、消滅会社の営業年数の算出平均により得た値に新設会社の営業年数を加えたものとする。

⑤ 法令遵守の状況

存続会社については、合併後最初の事業年度終了の日の翌日の直前1年における存続会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

新設会社については、設立の日から合併後最初の事業年度終了の日までの間の新設会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

三 総合評定値請求書の記載方法

合併時経審及び合併後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、建設業法施行規則別記様式第25号の11の総合評定値請求書様式中「備考（組織変更等）」欄に、合併登記の日（吸収合併の合併契約において合併期日が定められている場合には、合併登記の日及び合併期日）及び吸収合併又は新設合併の別を記載するよう指導すること。なお、合併登記前に存続会社が申請する合併時経審においては、合併登記の日は「未了」と記載すること。

四 総合評定値通知書の取扱い

合併時経審及び合併後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、発注者に対して合併に伴う特例的取扱いによる経営事項審査であること等を明らかにするため、規則別記様式第25号の12の「行政庁記入欄」の下に、合併登記の日（吸収合併の合併契約において合併期日が定められている場合には、合併登記の日及び合併期日）及び吸収合併又は新設合併の別を記載すること。なお、合併登記前に存続会社が申請した合併時経審においては、合併登記の日は「未了」と記載すること。

国総建発第311号

平成20年3月10日

各地方整備局等建設業担当部長 あて

各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの細目及び留意事項については別紙により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成20年4月1日より適用する。

なお、平成10年12月24日付け建設省経建発第350号をもって通知した「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」は平成20年3月31日限り廃止する。

(別紙)

第一 許可関係事務の取扱い

一 建設業の許可申請の取扱い

建設業の譲渡に係る建設業の許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 許可申請の速やかな処理

建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可の申請があったときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理すること。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の建設業の許可は、譲渡人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意すること。

(2) 事前打合わせの実施

(1)の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。）を指導すること。

(3) その他の留意事項

建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、(1)に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではないこと。

二 譲渡人が施工中の建設工事の取扱い

(1) 注文者との事前協議

譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と譲渡人の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、建設業の譲渡前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導すること。

(2) 建設業法第29条の3第1項の適用に当たっての留意事項

建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可が取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可業種に係る譲渡人の請負契約上の債権債務が包括的に譲受人に引き継がれる場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、譲受人は、一(1)に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

第二 経営事項審査関係事務の取扱い

一 譲渡後の経営事項審査を受けることができる時期及び審査基準日

(1) 建設業の譲渡について、譲渡人の建設業に係る営業の全てを譲渡するいわゆる

全部譲渡の場合、営業所、従業員、のれん等の有形無形の財産（いわゆる積極財産のほか消極財産も含む。）が、建設業の業種別又は地域別に一括して譲渡される場合等、譲渡人に対する企業評価の全部又は一部を譲受人に承継させるべきであると考えられるときは、譲受人の経営事項審査の取扱いについて、可及的速やかに新たな経営実態に即した客観的事項の評価を行うことを可能とするため、譲渡後最初の事業年度終了の日を待たず、譲受人の経営事項審査を行うことができるものとする。

(2) この場合、審査基準日は、次によるものとする。

- ① 譲受人が新たに設立される法人の場合は、譲受人の設立の日である設立登記日
- ② 譲受人が①以外の場合は、建設業の譲渡の契約上定められている譲渡の期日以降であって、かつ、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日

(3) その他以下の事項に留意すること。

- ① (2)の審査基準日に係る経営事項審査（以下「譲渡時経審」という。）を譲受人が申請する場合、譲渡人は、建設業の譲渡を行った後の新たな経営実態に即した譲渡時経審を、譲受人と同時に申請しなければならないこと。
- ② 譲渡人又は譲受人（以下「譲渡人等」という。）が建設業の譲渡を行う直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡直前経審」という。）を既に受けている場合に、譲渡時経審を譲渡人等に義務付けるものではないこと。
したがって、譲渡人等が譲渡直前経審を受けているときは、譲渡時経審を受けない場合でも法第 27 条の 23 第 1 項違反にはならず、譲渡後最初の事業年度終了の日以降の経営事項審査において、譲渡後の新たな経営実態に即した評価がなされるまでの間は、譲渡直前経審が有効であること。
- ③ 譲渡人等は、建設業の譲渡前に法第 27 条の 23 第 1 項違反とならない限り、譲渡直前経審を受けずに、譲渡時経審のみを受ければ足りるものであること。また、譲渡人等が譲渡後に経営事項審査を受けようとする場合には、譲渡直前経審ではなく、譲渡時経審を受けるよう指導すること。
- ④ 業種毎に時点の異なる評価が並存することは望ましくないことから、建設業の譲渡後に譲渡人等から譲渡時経審の申請がある場合には、公共事業を請け負う可能性のあるすべての業種につき審査を受けるものとし、特定の業種を選択して審査を受けることのないよう指導すること。
- ⑤ 譲渡人等が譲渡直前経審及び譲渡時経審の両方を受けた場合においては、譲渡時経審の通知に併せて譲渡直前経審に係る通知を撤回するには及ばないものであるが、再審査の場合（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条）にならい、既に法第 27 条の 29 第 3 項の規定により譲渡直前経審の結果を通知した発注者に対しては譲渡時経審の結果を通知するとともに、以降同項の規定により発注者の請求があった場合には譲渡時経審の結果を通知すること。

二 審査項目の細目

一(1)の譲渡人に対する企業評価の全部又は一部を譲受人に承継させるべきであると考えられるときには、譲渡人及び譲受人に係る年間平均完成工事高、年間平均元請完成工事高、自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況、研究開発費の額、

営業年数、法令遵守の状況及び監査の受審状況の各審査項目については、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日国総建第309号）別紙第二、二(1)の吸収合併の場合における合併時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定する。

三 総合評定値請求書の記載方法

譲渡人及び譲受人の譲渡時経審及び建設業の譲渡後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、建設業法施行規則様式第25号の11の総合評定値請求書様式中「備考（組織変更等）」欄に、譲受人が新たに設立される法人の場合は設立登記日、それ以外の場合は譲渡人が譲渡を行ったと認められる期日を記載するとともに、譲渡の旨を明記すること。

四 総合評定値通知書の取扱い

譲渡人及び譲受人の譲渡時経審及び建設業の譲渡後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、発注者に対して譲渡に伴う特例的取扱いによる経営事項審査であること等を明らかにするため、建設業法施行規則別記様式第25号の12総合評定値通知書の「行政庁記入欄」の下に、譲受人が新たに設立される法人の場合は設立登記日、それ以外の場合は譲渡人が譲渡を行ったと認められる期日を記載するとともに、譲渡の旨を明記すること。

国総建第313号

平成20年3月10日

各地方整備局等建設業担当部長 あて

各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

今後標記の件については別紙により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成20年4月1日より適用する。

なお、平成14年3月29日付け国総建第79号をもって通知した「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」は平成20年3月31日限り廃止する。

(別紙)

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱い

第一 許可関係事務の取扱い

一 会社分割に伴う建設業の許可申請の取扱い

(1) 会社分割に際し建設業許可申請が必要となる場合

分割会社(会社分割(以下「分割」という。)をする会社をいう。以下同じ。)が分割以前に受けていた建設業の許可については、その分割により当然承継されるものではなく、

① 吸収分割においては、承継会社(吸収分割によって建設業を承継する会社をいう。以下同じ。)が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けていた業種について、

② 新設分割においては、新設会社(新設分割によって設立される会社をいう。以下同じ。)は、許可を受けようとする全ての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

(2) 分割に際し許可申請を行う時期

分割後の新会社(分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下同じ。)が建設業の許可申請を行う時期については、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 吸収分割の場合

吸収分割の場合においては、法律上、分割契約において定めた効力発生日(以下「分割期日」という。)に分割の効力が発生するため、

ア 承継会社による許可申請が必要となる場合の当該許可申請は分割期日後に行われることとなること。なお、当該申請に当たっては、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて一件として許可(いわゆる一本化)することができることに留意すること。イ 分割により、分割会社が許可の要件を満たさなくなり、又は廃業した場合においては、分割会社は法第11条第5項又は第12条による届出をしなければならないこと。

② 新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、

ア 新設会社による許可申請は分割登記後行われることとなること。

イ 分割により、分割会社が許可の要件を満たさなくなり、又は廃業した場合においては、分割会社は法第11条第5項又は第12条による届出をしなければならないこと。

(3) 手続における配慮

事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、承継会社及び新設会社による許可申請に当たっては次の事項に留意し、可及的速やかに処理すること。

① 事前打合わせの実施

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合に

① 吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について、

① 新設合併においては、新設会社が許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

(2) 合併に際し許可申請を行う時期

① 吸収合併の場合

会社法上、吸収合併の効力が生じるのは合併期日であることから、存続会社による許可申請が必要となる場合の当該許可申請は合併期日後に行われることとなること。

なお、当該申請に当たっては、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日付け国総建第97号）【第三条関係】四に従い、存続会社の既に受けている許可の更新と併せて一件として許可（いわゆる一本化）することができることに留意すること。

② 新設合併の場合

新設合併の場合においては、会社法上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、新設会社による許可申請は合併登記後に行われることとなること。

(3) 手続における配慮

事業の空白期間をなるべく生じさせないという観点から、新会社（存続会社及び新設会社をいう。以下同じ。）による許可申請に当たっては次の事項に留意し、可及的速やかに処理すること。

① 事前打合わせの実施

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。）を指導すること。

② 消滅会社の許可の取消し時期との関係

新会社に対する許可は、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても行うことができるものであること。

③ その他の留意事項

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、(3)に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではないこと。

三 関連する手続相互の整合性の確保

一及び二に掲げる手続きについては、建設業者の間相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の廃業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、関係建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。）が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に

打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの関係建設業者を指導すること。

四 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導すること。

なお、建設業の許可に関しては、消滅会社に係る許可が取り消された場合において、新会社は合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、二（1）に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

第二 経営事項審査関係事務の取扱い

一 合併後の経営事項審査を受けることができる時期及び審査基準日

（1）建設会社の合併という組織形態の変更に応じて、新会社の経営事項審査は、可及的速やかに新会社の実態に即した客観的事項の評価とすることを可能とするため、合併後最初の事業年度終了の日をまたず、新会社の経営事項審査を行うことができるものとする。

（2）この場合、審査基準日は、次によるものとする。

① 吸収合併については、合併期日

② 新設合併については、新設会社の設立の日である合併登記の日

（3）その他以下の事項に留意すること。

① 吸収合併の場合に、存続会社の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査（以下「合併直前経審」という。）を既に受けている場合に、（2）の審査基準日に係る経営事項審査（以下「合併時経審」という。）を受けることを当該存続会社に義務付けるものではないこと。

したがって、この場合、存続会社が合併直前経審を受けているときは、合併時経審を受けない場合でも法第27条の23第1項違反にはならず、合併後その次の事業年度終了の日以降の経営事項審査において合併後の状態を評価されるまでの間は、合併直前経審が有効であること。

② 存続会社となる会社は、合併前に法第27条の23第1項違反とならない限り、合併直前経審を受けずに、合併時経審のみを受ければ足りるものであること。また、存続会社が合併後に経営事項審査を受けようとする場合には、合併直前経審ではなく、合併時経審を受けるよう指導すること。

③ 業種毎に時点の異なる評価が並存するのは望ましくないことから、合併後に存続会社から合併時経審の申請がある場合には、公共事業を請け負う可能性のあるすべての業種につき審査を受けるものとし、特定の業種を選択して審査を受けることのないよう指導すること。

④ 存続会社が合併直前経審及び合併時経審の両方を受けた場合においては、合併時経審の通知に併せて合併直前経審に係る通知を撤回するには及ばないものであるが、再審査の場合（建設業法施行規則第21条）にならない、既に法第27条の29

は、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打合せを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。）を指導すること。

② 分割会社の許可の取消し時期との関係

承継会社及び新設会社に対する許可は、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても行うことができるものであること。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、(3)に掲げる取扱いは分割に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではないこと。

二 分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導すること。

なお、建設業の許可に関しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、一(1)に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

第二 経営事項審査関係事務の取扱い

一 分割後の経営事項審査を受けることができる時期及び審査基準日

(1) 建設会社の分割という組織形態の変更に応じて、新会社の経営事項審査は、可及的速やかに新会社の実態に即した客観的事項の評価とすることを可能とするため、分割後最初の事業年度終了の日を待たず、新会社の経営事項審査を行うことができるものとする。

(2) この場合、審査基準日は、次によるものとする。

① 吸収分割については、分割契約書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

② 新設分割については、新設会社は設立の日である分割登記の日、分割会社は分割計画書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

(3) その他以下の事項に留意すること

① (2)の審査基準日に係る経営事項審査（以下「分割時経審」という。）を承継会社又は新設会社が申請する場合、分割会社は、分割を行った後の新たな経営実態に即した分割時経審を、承継会社又は新設会社と同時に申請しなければならないこと。

② 分割会社又は承継会社（以下「分割会社等」という。）が事業年度終了の日で分割直前のものを審査基準日とする経営事項審査（以下「分割直前経審」という。）

を既に受けている場合に、分割時経審を分割会社等に義務付けるものではないこと。したがって、分割会社等が分割直前経審を受けているときは、分割時経審を受けていない場合でも法第 27 条の 23 第 1 項違反にはならず、分割後最初の事業年度終了日以降の経営事項審査において、分割後の新たな経営実態に即した評価がなされるまでの間は、分割直前経審が有効であること。

- ③ 分割会社等は、分割前に法第 27 条の 23 第 1 項違反とならない限り、分割直前経審を受けずに、分割時経審のみを受ければ足りるものであること。また、分割会社等が分割後に経営事項審査を受けようとする場合には、分割直前経審ではなく、分割時経審を受けるよう指導すること。
- ④ 建設業の種類毎に時点の異なる評価が並存することは望ましくないことから、分割後に分割会社等から分割時経審の申請がある場合には、公共事業を請け負う可能性のあるすべての業種につき審査を受けるものとし、特定の業種を選択して審査を受けることのないよう指導すること。
- ⑤ 分割会社等が分割直前経審及び分割時経審の両方を受けた場合においては、分割時経審の通知に併せて分割直前経審に係る通知を撤回するには及ばないものであるが、再審査の場合（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条）にならない、既に法第 27 条の 29 第 3 項の規定により分割直前経審の結果を通知した発注者に対しては分割時経審の結果を通知するとともに、以後同項の規定により発注者の請求があった場合には分割時経審の結果を通知すること。
- ⑥ 分割会社の主たる営業所が設けられた都道府県の区域以外の区域内に承継会社又は新設会社の主たる営業所が設けられる場合の当該承継会社又は新設会社に係る経営事項審査の各審査項目の審査方法については、二による算定は行わない。ただし、分割をした建設業の種類に係る建設業の全部が承継会社又は新設会社に承継される場合は、この限りでない。

二 審査方法の細目

- (1) 吸収分割の場合における分割時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成 20 年 3 月 10 日国総建第 311 号。以下「譲渡経審通知」という。）第二、二における譲渡時経審の各審査項目の審査方法の取扱いに準拠して算定する。ただし、一(2)による審査基準日からさかのぼって 6 月以内に新たに建設業者となった承継会社（以下「新規承継会社」という。）の分割時経審の以下の各審査項目の審査方法の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

① 労働福祉の状況

- イ 労働福祉の状況に係る項目については、次に定めるところによるものとする。
 - i) 労働福祉の状況に関する加入又は導入の諸手続が一(2)による審査基準日まで完了している場合は、当該労働福祉の状況とする。
 - ii) 労働福祉の状況に関する諸手続を申請前に着手している場合は、分割会社の分割前の労働福祉の状況（分割会社が複数ある場合は、その全ての分割後の労働福祉の状況が同等である場合に限る。）とする。この取扱いに当たっては、信頼性を担保するため、分割時経審を申請した日から 3 月以内に、労働

福祉の状況に関する諸手続が完了していることを証する書類の提出を要することに留意すること。

② 営業年数

営業年数については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。

(2) 新設分割の場合における分割時経審の各審査項目の審査方法の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

分割会社及び新設会社のそれぞれの年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高については、一(2)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年での分割会社の分割前の完成工事高のうち、分割会社及び新設会社のそれぞれの分割後の営業に相当するものに係るそれぞれの完成工事高をもって審査するものとする。ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請させ、これを審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて分割時経審を申請することはできないものとする。

イ 分割会社及び新設会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における分割会社の分割前の完成工事高のうち、分割会社及び新設会社のそれぞれの分割後の営業に相当するものに係るそれぞれの完成工事高

ロ 分割会社及び新設会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における分割会社の分割前の完成工事高のうち、分割会社及び新設会社のそれぞれの分割後の営業に相当するものに係るそれぞれの完成工事高（一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。）

② 技術職員数

分割会社及び新設会社のそれぞれの技術職員数については、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの状況に基づき申請させ、これらにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

分割会社及び新設会社のそれぞれの自己資本額及び経営状況の各項目については、次に掲げる方法により審査することとする。

(当期の数値)

分割会社については、一(2)による審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。

新設会社については、自己資本額は設立時の開始貸借対照表の自己資本額により、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額は分割会社の一(2)による審査基準日の直前1年における分割前の財務内容のうち新設会社の分割後の営業に相当するものに係る財務諸表を作成させ、これらによりそれぞれ審査する。

(前期の数値)

分割会社の分割直前の事業年度終了の日における財務内容のうち、分割会社及び

新設会社の分割後のそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査する。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として審査して差し支えないものとし、この場合に、改めて分割時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

分割会社の分割直前の事業年度終了の日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社の分割後のそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査する。ただし、一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、分割会社の基準決算(分割直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社にそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査することができる。

(前期の数値)

分割会社の基準決算(分割直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社にそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査する。ただし、一(2)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、分割会社の基準決算の前々期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社にそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表を作成させ、これらにより審査することができる。

また、これらの取扱いに当たっては、信頼性を担保するため、一(2)による審査基準日におけるそれぞれの財務諸表、分割会社の分割直前の事業年度終了の日における分割会社及び新設会社への財務諸表の科目等の分割又は分割会社の基準決算の前期の決算日における分割会社及び新設会社への財務諸表の科目等の分割は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限るものとする。

④ 労働福祉の状況

イ 労働福祉の状況に係る項目については、次のとおりとする。

- i) 分割会社については、分割会社の分割前の労働福祉の状況とする。
- ii) 新設会社については、労働福祉の状況に関する加入又は導入の諸手続を分割時経審の申請前に着手している場合に限り、分割会社の分割前の労働福祉の状況とする。この取扱いに当たっては、信頼性を担保するため、分割時経審を申請した日から3月以内に、労働福祉の状況に関する諸手続が完了していることを証する書類の提出を要することに留意すること。

⑤ 営業年数

分割会社については、分割会社の分割前の営業年数とする。

新設会社については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）とする。

⑥ 法令遵守の状況

分割会社の法令遵守の状況については、審査基準日の翌日の直前1年の分割会社の法令遵守の状況を審査する。

新設会社の法令遵守の状況については、分割会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

⑦ 監査の受審状況

分割会社の監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日の分割会社の状況を審査するものとする。

新設会社の監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日の分割会社の状況を審査し、全ての分割会社が監査を受審している場合に加点する。

⑧ 上記項目以外の項目については、一(2)による審査基準日における状況に基づき申請させ、これを審査するものとする。

(3) 分割後最初の事業年度終了の日以降に受ける経営事項審査の取扱いは、次に定めるもののほか、一般の経営事項審査の取扱いと同様とする。

① 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高

審査基準日から起算して2年以内（完成工事高の算定に当たって3年平均を用いる場合は、審査基準日から起算して3年以内）に吸収分割又は新設分割した場合は、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）記I1(1)りの取扱いに準拠して、算出する。

② 技術職員数

分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割後経審」という。）を受けるに当たっては、分割後最初の事業年度終了の日における状況に基づき申請させ、これにより審査する。

③ 自己資本額、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額

分割後経審を受けるに当たって、自己資本を2期平均により算出する場合及び経営状況の項目のうち2期平均の数値を算出する場合は、次に掲げる方法とする。

（当期の数値）

分割後最初の事業年度終了の日における財務諸表をもって審査する。

（前期の数値）

一(2)による審査基準日における財務諸表を作成させ、これにより審査する。

④ 営業年数

承継会社の営業年数については、譲渡経審通知第二、二における譲渡時経審の審査方法の取扱いに準拠して算定する。ただし、新規承継会社の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）に新規承継会社の営業年数を加えたものとする。

新設会社の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数

ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値)に新設会社の営業年数を加えたものとする。

⑤ 法令遵守の状況

承継会社の法令遵守の状況については、分割後最初の事業年度終了の日の翌日の直前1年における承継会社の法令順守の状況を審査するものとする。

新設会社の法令遵守の状況については、その設立の日から分割後最初の事業年度終了の日までの間における新設会社の法令遵守の状況を審査するものとする。

三 総合評定値請求書の記載方法

分割時経審及び分割後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、建設業法施行規則別記様式第25号の11の総合評定値請求書様式中「備考(組織変更等)」欄に、分割登記の日及び分割期日、吸収分割又は新設分割の別並びに分割会社、承継会社又は新設会社の別を記載するよう指導すること。なお、分割登記前に分割会社等が申請する分割時経審においては、分割登記の日は「未了」と記載すること。

四 総合評定値通知書の取扱い

分割時経審及び分割後最初の事業年度終了の日以降初めて受ける経営事項審査の申請については、発注者に対して分割に伴う特例的取扱いによる経営事項審査であること等を明らかにするため、建設業法施行規則別記様式第25号の12「行政庁記入欄」の下に、分割登記の日及び分割期日、吸収分割又は新設分割の別並びに分割会社、承継会社又は新設会社の別を記載するよう指導すること。なお、分割登記前に分割会社等が申請する分割時経審においては、分割登記の日は「未了」と記載すること。

国総建建第 3 1 7 号
平成 2 0 年 3 月 1 0 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査 の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 0 年 1 月 3 1 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 2 0 年 1 月 3 1 日付け国土交通省告示第 8 5 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされるところである。

告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 2 0 年 1 月 3 1 日付国総建発第 2 6 9 号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

なお、平成 1 3 年 6 月 1 3 日付け国総建第 1 7 0 号をもって通知した「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」は平成 2 0 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

記

1. 企業集団の認定について

- (1) 企業集団に属する会社は、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。以下同じ。）及びその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）であって、原則としてそれぞれ建設業者であるものとする。なお、関連会社（財務諸表等規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社をいう。）はこれに含まない。
- (2) 企業集団に属する会社には、親会社が含まなければならないが、その子会社についてはその全てを含むものとする必要はない。なお、企業集団に属する会社の変更は、株式の取得又は売却による子会社の範囲の変動によるもの等相当の理由がある場合に限る。
- (3) 同一の会社が複数の企業集団に属することは認められない。

2. 企業集団についての数値等の認定について

(1) 審査基準日

原則としてグループ経審を申請する日の直前の親会社の事業年度終了の日とする。

ただし、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年3月10日付国総建第309号）」及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年3月10日付国総建第311号）」に準じて、建設業者の株式を取得することにより新たに当該建設業者を連結子会社とした場合の株式取得日等も審査基準日とすることができる。この場合、(2)の数値等の認定に当たっては、前記通知に準じた取扱いを行うものとする。

(2) 認定基準

- ① 別表により算定された数値等を認定する。
- ② 一の企業集団においては、①により認定された数値等をもって経営事項審査を受ける建設業者（以下「代表建設業者」という。）は、建設業の種類毎に一建設業者のみである（告示附則五関係）。なお、一の企業集団に属する複数の建設業者がそれぞれ異なる建設業の種類代表建設業者であることは認められる。

3. 認定の申請手続き

- (1) 企業集団及び企業集団についての数値等の認定（以下単に「認定」という。）の申請は、別紙1の例により「企業集団及び企業集団についての数値等認定申請書」（以下単に申請書という。）を提出してしなければならない。
- (2) 申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属する全ての会社が承認したものでなければならない。
- (3) 認定の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。
- (4) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して、別紙2の例により「企業集団及び企業集団についての数値等認定書」（以下単に「認定書」という。）を交付する。
- (5) 一の企業集団に属する複数の建設業者が、それぞれ認定を申請する場合は、同日に申請しなければならない。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

- (1) 認定を受けた建設業者は、経営事項審査にあつては許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、当該申請書に認定書の写しを添えて、申請する（国土交通大臣又は都道府県知事が登録経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、経営状況分析について準用する。）。なお、企業集団に属する建設業者の経営事項審査は、グループ経審に限られていることに留意すること。
- (2) (1)において、自らが代表建設業者でない建設業の種類については、当該建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高（X1）と技術力（Z）の項目の数値を最低値として申請するものとする。
- (3) 国土交通大臣（地方整備局長）又は都道府県知事は、グループ経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「グループ評価」と明記する。登録経営状況分析機関が経営状況分析の結果を通知するときも同様とする。
- (4) 企業集団に属する会社の商号等は公表する。

別 表

経営事項審査の項目各項目の数値等の算定方法

経営事項審査の審査項目		各項目の数値等の算定方法
X1	建設工事の種類別完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。なお、金融庁組織令(平成10年政令第392号)第24条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>
X2	自己資本の額	<p>企業集団に属する全ての会社の自己資本の額を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本及び企業集団に属する子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、完成工事高に準ずる。</p>
	利払前税引前償却前利益の額	<p>企業集団に属する全ての会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。</p>
Y	経営状況	<p>企業集団に属する親会社の連結財務諸表により算定するが、連結財務諸表の各勘定科目の数値を認定することによって、経営状況の項目の数値を認定したものとみなす。</p> <p>なお、連結財務諸表原則に基づき連結財務諸表を作成する際の連結の範囲と、グループ経営における企業集団の範囲は必ずしも一致しないことに留意する。</p>
Z	技術職員数	<p>企業集団に属する全ての会社の建設業の種類別の技術職員の数を合算し、算定する。</p>
	建設工事の種類別元請完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均元請完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は完成工事高に準じる。</p>
W	労働福祉の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が加入又は導入している場合のみ、加入又は導入しているものとして認める。</p>
	営業年数	<p>原則として、親会社の営業年数とする。</p>
	防災協定締結の有無	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社が締結している場合のみ、締結しているものとして認める。</p>
	法令遵守の状況	<p>原則として、企業集団に属する全ての会社の法令遵守の状</p>

	況を、審査する。
公認会計士等数	企業集団に属する全ての会社の公認会計士等の数を合算し、算定する。
監査の受審状況	原則として、親会社の監査の受審状況とする。
研究開発費	企業集団に属する全ての会社の研究開発費の額を合算し、算定する。

別紙 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

企業集団及び企業集団についての数値等認定申請書

所在
商号
代表者 _____ 印

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団についての数値等の認定を申請します。

記

1. 企業集団経営についての基本方針

2. 子会社および企業集団に属する企業

商号	所在	許可番号 建設業の種類	企業集団 構成企業	企業集団に属する/ 属さない理由	備考
A社	東京都千代 田区……	0000000 土・建・管	○	企業集団における土木工事を請け負う中 核企業である。	親会社
B社	東京都千代 田区……	0000000 土	○	主にA社の土木工事の下請を行っている。	
C社	東京都港区 ……	0000000 建	○	企業集団における建築工事を請け負う中 核企業である。	
D社	東京都港区 ……	なし	○	設計業務を営む。	
E社	東京都千代 田区……	なし	×	建設工事とは無関係のため。	
F社	大阪府大阪 市……	0000000 土・建・管	×	A社の企業集団とは独立し、関西地区で工 事を請け負う。	

注1 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社を全て列記すること。

注2 建設業の種類については、建設業法施行規則別記様式第25号の11記載要領18に規定する略号を使用すること。

3. グループ経審を申請する建設業者

商号	グループ経審を申請する建設業の種類
A社	土木工事業・管工事業
C社	建築工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査を申請する予定の建設業については、その旨を明記すること。

4. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

- ① 工事種別完成工事高及び工事種別元請完成工事高 別紙 1
 注 建設業法施行規則別記様式第 25 号の 1 1 別紙 1 によること
 グループ経審を申請しない建設業の種類別完成工事高は「その他工事」として計上すること
- ② 自己資本額 〇〇〇百万円
- ③ 利払前税引前償却前利益の額 〇〇〇百万円
- ④ 経営状況 別紙 2
 注 親会社の連結財務諸表とすること
- ⑤ 技術職員数 別紙 3
 注 建設業法施行規則別記様式第 25 号の 1 1 別紙二によること
- ⑥ 上記以外の審査項目 別紙 4
 注 建設業法施行規則別記様式第 25 号の 1 1 別紙三によること

以上

以上の申請内容を承認します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所在
 商号 印
 代表者 _____
 所在
 商号 印
 代表者 _____

商号

代表者 _____ 様

企業集団及び企業集団についての数値等認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団としての数値等を、下記のとおり認定する。

記

1. 企業集団

商号	代表者	所在	許可番号	許可を受けている 建設業の種類	備考
A社	〇〇 △△	東京都千代田区	0000000	土・建・管	親会社
B社					
C社					
D社					

2. グループ経審を申請する建設業の種類

土木工事業

管工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査が申請される予定の建設業については、その旨を明記すること。

3. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

① 工事種類別年間平均完成工事高

土木一式工事	〇, 〇〇〇百万円
管工事	〇, 〇〇〇百万円
その他工事	〇, 〇〇〇百万円
合計	〇〇, 〇〇〇百万円

② 自己資本額 〇〇〇百万円

③ 利払前税引前償却前利益の額 〇〇〇百万円

④ 経営状況別紙連結財務諸表のとおり

⑤ 技術職員数

土木一式工事	1級監理受講者の数	〇〇人
	1級技術者の数	〇〇人
	基幹技能者の数	〇〇人
	2級技術者の数	〇〇人
	その他技術職員の数	〇〇人
管工事	1級監理受講者の数	〇〇人

1級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
2級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

⑥ 工事種類別年間平均元請完成工事高

土木一式工事	〇, 〇〇〇百万円
管工事	〇, 〇〇〇百万円
その他工事	〇, 〇〇〇百万円
合計	〇〇, 〇〇〇百万円

⑦ 労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

健康保険及び厚生年金保険加入の有無

建設業退職金共済制度の加入若しくは退職一時金制度の導入の有無

企業年金制度導入の有無

法定外労働災害補償制度加入の有無

⑧ 営業年数〇〇年

⑨ 防災協定締結の有無

⑩ 公認会計士等の数

公認会計士等の数 〇〇人

2級建設業経理事務士の数〇〇人

⑪ 監査の受審状況

⑫ 研究開発費の額 〇〇〇百万円